

介護保険法に基づく行政処分について

1. 行政処分を受ける者

- (1) 事業者名 : 有限会社クオリティーサービス
(和歌山県紀の川市粉河 1210-4)
代表取締役 郷地 学 (ごうち まなぶ)
- (2) 事業所名 : 訪問介護ステーションつくし
(和歌山県紀の川市粉河 1210-4)
- (3) サービスの種別 : 訪問介護
- (4) 指定年月日 : 平成14年4月1日

2. 行政処分の内容

- (1) 処分の内容 : 県知事指定の取消し
- (2) 処分決定日 : 令和7年1月27日
- (3) 取消年月日 : 令和7年2月1日

3. 行政処分の理由

他法令違反

【介護保険法第77条第1項第10号】

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）の指定について、不正請求等を理由に、令和6年12月19日付で県知事指定取消処分を受けた。

(連絡先)

福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導課
担当 : 西村、太田
電話 : 073-441-2527